

令和8年度 鳥栖市立鳥栖北小学校 PTA定期総会

2026年5月22日（金）



議題

【報告事項】

- ①令和7年度 事業経過報告
- ②令和7年度 決算報告および会計監査報告

【議案】

- ①1号議案 令和8年度 PTA規約(案)
- ②2号議案 鳥栖市立鳥栖北小学校PTA表彰、
慶弔、旅費及び日当に関する規定(案)
- ③3号議案 令和8年度 PTA役員(案)
- ④4号議案 令和8年度 活動方針(案)
- ⑤5号議案 令和8年度 事業計画(案)
- ⑥6号議案 令和8年度 予算(案)

参考資料

- ①令和8年度鳥栖北小PTAと地区PTAとの相関図
- ②個人情報取扱規則
- ③令和8年度学年委員一覧

※1 上記資料につきましては、【議案】③3号及び参考資料③令和8年度学年委員一覧を除き「すぐーる」にて配信します。また、個人情報に配慮した上で、鳥栖北小ホームページ(<https://www.education.saga.jp/hp/tosukita-e/>)にも掲載致します。

鳥栖市立鳥栖北小学校 P T A

令和7年度 PTA 事業経過報告

1 鳥栖北小 PTA 事業

(1) 委員会活動

① 広報委員会

- ・北小 PTA 広報誌「すまいる倶楽部」の発行

(4月) 1年生特別号	(3月) 運動会号/6年生寄書号
-------------	------------------

- ・運動会片付け協力

② 母親委員会

- ・(7月15日(火)) 県 PTA 母親研修会
- ・(7月31日(木)) 「夏休み料理教室」開催
- ・(10月18日(土)) 運動会片付け協力
- ・(11月8日(土)) 「はは!!おや!!オリンピック」参加
- ・(2月23日(月)) ははおや新聞発行
- ・(3月) 校納金監査

③ 生活安全委員会 (地区と連携)

- ・「子ども110番の家」協力依頼
- ・交通安全指導員の表彰事務
- ・通学路点検の実施

④ 執行部会及び企画委員会

5/1	6/3	7/7	9/9	10/6	11/6	1/27	3/3
-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----

- ・学校備品購入の検討 (生徒用名札、竹馬、リアカー等)
- ・マナーアップポスター入選作品審査
- ・愛校デー実施
- ・PTA 主催事業 (山笠水かけ祭り、バルーン係留飛行体験会、もちつき大会等) 開催
- ・次年度執行部の選考、学年役員の選考 等を協議

(2) 各種事業

5月9日	総会（書面開催）
7月13日	山笠水かけ祭り
7月31日	夏休み料理教室
9月27日	愛校デー（愛校美化活動）
10月18日	運動会マナーアップポスター掲示・表彰 運動会開催（片付け協力）
11月8日	はは!!おや!!オリンピック
11月13日	ミネハハさん講演
11月30日	バルーン係留飛行体験会、もちつき大会
3月8日	北小逃走中
3月	会計監査

2 鳥栖地区 PTA 事業

(1) 鳥栖地区 PTA 運営委員会

5/14	6/18	7/23	9/24	11/5	1/21	3/20
------	------	------	------	------	------	------

(2) 鳥栖地区 PTA 母親委員会

5/16	6/20	8/1	9/19	11/14	2/27
------	------	-----	------	-------	------

(3) 各種事業

5月31日	鳥栖地区小中学校 PTA 連合会定期総会
6月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー
7月23日	鳥栖地区 PTA 役員研修会
8月29日	教育懇談会
11月8日	はは!!おや!!オリンピック
2月28日	鳥栖地区 PTA 研究大会
2月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー

3 県 PTA 等事業

5月31日	佐賀県 PTA 定期総会
6月2日～7日	県下一斉安全指導
7月23日	鳥栖地区 PTA 役員研修会
9月1日～6日	県下一斉安全指導
10月18日・19日	第70回 PTA 九州ブロック研究大会 福岡大会
11月1日	県下一斉家族でホットタイム（ノーTV・ノーゲームデー）
1月18日	市郡連リーダー研修会

4 その他

5月	鳥栖北地区まちづくり推進協議会総会
	鳥栖北地区交通安全対策協議会役員会
	鳥栖北地区スポーツ協会理事会
7月	学校保健安全委員会
	通学路点検
9月	鳥栖北地区防災講習会
年3回開催	鳥栖北地区まちづくり推進協議会
年3回開催	学校運営協議会（4・11・2月）

令和7年度 鳥栖北小PTA会計 決算書

【収入の部】

項目	本年度予算額	決算	増減	備考
前年度繰越金	1,162,482	1,162,482	0	令和6年度からの繰越金
会費	2,520,000	2,550,800	30,800	350円/月×会員数+転入児分
雑収入	100	30,952	30,852	預金利息 6年生担任記念品代(6年生有志一同)
合計	3,682,582	3,744,234	61,652	

【支出の部】

項目	本年度予算額	決算	増減	備考
運営費	720,000	593,511	126,489	
本部運営費	100,000	111,293	-11,293	行事飲料代、コピー代、事務用品代
役員旅費	100,000	0	100,000	
慶弔費	70,000	64,198	5,802	表彰記念品代、保護者香典料
負担金	450,000	418,020	31,980	県P負担金、地区P負担金、 県P安全会費
活動費	1,576,000	1,194,610	381,390	
会員研修費	100,000	22,777	77,223	研修会参加費、PTA講演会(ミネハハさん)
学年費	96,000	89,073	6,927	学年活動費(16,000円×6学年)-返金(6,927円)
行事費	350,000	373,987	-23,987	運動会警備・バルーン搭乗会、おやじバツ会活動費等
母親委員会費	80,000	63,667	16,333	ははおやオリンピック用品、法被クリーニング、6年記念品代、 封筒代
生活安全委員会費	150,000	123,662	26,338	1年生保護者名札代、花いっぱい運動活動費
広報委員会費	500,000	280,170	219,830	PTA新聞印刷代
児童奨励費	150,000	211,154	-61,154	名札、小学生保健ニュース運動会参加賞学校、マナーアップポ スター参加賞・鳥栖北地区文化祭景品
総合学習費	150,000	30,120	119,880	しめ縄作り(5年生)クラブ活動、いじめ標語作品郵送代、園田英樹氏講演会(中学年)
教育振興費	1,250,000	670,448	579,552	
式日費	300,000	280,038	19,962	入学式生花、卒業式生花、卒業記念品(卒業生のみ)など
美化費	600,000	290,410	309,590	リヤカー、カーテン、ハンドソープ、新1年生BOXなど
研究奨励費	250,000	0	250,000	
諸謝金	100,000	100,000	0	講師謝礼等(ミネハハさん)
繰り出し金	15,000	2,121	12,879	会費の払戻金、返金郵送代等
予備費	121,582	118,684	2,898	卒業式記念幕、テント
合計	3,682,582	2,579,374	1,103,208	

【収入】	3,744,234	-	【支出】	2,579,374	=	【残額】	1,164,860
------	-----------	---	------	-----------	---	------	-----------

上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年4月15日

監査委員

監査委員

個人情報につき
お名前は伏せさせていただきます
おります。

鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約（案）

第1章 総 則

第1条 本会は、鳥栖北小学校PTAと称し、本部を鳥栖北小に置く。

第2条 本会は、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員研修、会員交流に関する事項
- 2 児童の生活指導に関する事項
- 3 学校施設の整備、美化に関する事項
- 4 児童の交通安全、校区内の安全確保に関する事項
- 5 広報活動に関する事項
- 6 児童の健全育成に関する事項

第2章 会 員

第4条 会員は、活動に賛同する児童の保護者及び教職員とする。

第5条 本会への加入及び脱退は、入学、卒業、転出入と同時に行われる。

第3章 機 関

第6条 本会に、次の機関を置く。

- | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 総会 | <input type="radio"/> 企画委員会 | <input type="radio"/> 執行部会 | <input type="radio"/> 専門委員会 |
| <input type="radio"/> 学年会 | <input type="radio"/> 町区PTA | <input type="radio"/> 監査会 | |

第1節 総 会

第7条 総会は全会員をもって構成される最高の意思決定機関であり、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第8条 総会審議は書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。但し、会員の出席が必要と企画委員会が認めたときは集会形式とし、その場合の議長は会員の中から選出する。

第9条 次の事項は総会の決議または承認を得なければならない。

- 1 予算、決算
- 2 活動方針
- 3 規約の制定、改廃
- 4 企画委員及び監査委員の選任

第10条 総会は会員の2分の1以上（決議書の提出又は委任状を含む。）の出席により成立し、その決議は決議書の提出者又は出席者の過半数をもって成立する。

第2節 企画委員会

第11条 企画委員会は、会長、副会長、各町区PTA代表者、教職員代表者、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第13条 企画委員会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第3節 執行部会

第14条 執行部会は、会長、副会長、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第15条 執行部会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第16条 執行部会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第4節 専門委員会

第17条 本会には次の専門委員会を置く。

- 1 生活安全委員会 2 学年委員会 3 地域連携委員会

第18条 専門委員会は各専門委員長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第19条 各専門委員会は、次の事業を分掌する。

- 1 生活安全委員会 第3条の2、4
2 学年委員会 第3条の3、5
3 地域連携委員会 第3条の1、6

第5節 学年会

第20条 学年会は次の役割とする

- 1 各学年毎に学年委員をもって構成し、当該学年に関する事項の諸般の企画運営に当たる。
2 各学年毎に、代表者と監査を1名ずつ選出する

第21条 学年会は当該構成員が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第6節 町区PTA

第22条 町区PTAは各町区毎に組織し、当該町区の保護者を会員とする。

第23条 町区PTAと鳥栖北小学校PTAは、互いに連携を図りながら活動を推進するものとする。

第7節 監査会

第24条 監査会は監査委員を2名置き、会計を監査する。

第25条 監査委員は年1回以上会計に関する帳簿を検査し、総会において監査結果を報告しなければならない。

第4章 役職員

第26条 本会は次のとおり役職員を置く。

- 会長（1名）
- 副会長（若干名）

第27条 会長は、本会を代表する。

- 1 会長の任期は最長3年とする。

第28条 副会長は次の職務を行う。

- 1 生活安全委員長、**学年委員長**、**地域連携委員長**、書記、会計事務の職務を兼任する。
- 2 会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第29条 本会は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。但し、臨時総会において会員の5分の4以上の多数により必要と認めるときは臨時に会費を徴収することができる。

- | | | |
|------|----------------|-----------|
| 1 会費 | 保護者については1世帯当たり | 年額 4,200円 |
| | 教職員については1人当たり | 年額 4,200円 |

第30条 会員の中で特別の事情のある者については、企画委員会で協議のうえ、会費の全部または一部を免除することができる。

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。

第32条 その他、会計に関する事項は別に定める規定による。

第6章 役員選出

第33条

- 1 10月吉日に次年度執行部、学年委員の立候補者を募り選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合
 - 執行部
新6年生の中で役員未経験者の中から執行部協議の上相談にて決定する。
 - 学年委員
各学年の役員未経験者の中から各学年8名を執行部協議の上相談にて決定する。

第7章 個人情報取扱規則

第34条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「鳥栖市立鳥栖北小学校PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

【 附 則 】

昭和32年4月1日付けをもって施行された鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約は、平成14年11月25日臨時総会において上記のとおり全面改正され、平成15年4月1日より施行する。

平成22年5月7日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

平成23年5月6日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

令和2年5月29日総会において第5章34条2項が削除され、即日施行する。

令和3年5月14日総会において、第6章 役員選出 第38条を追記し、即日施行する。

令和4年5月13日総会において、上記のとおり運営委員会が削除され、第3章及び第5章の一部が改定され、即日施行する。

令和5年5月12日総会において、上記のとおり三役会が執行部会と名称変更され、第3章及び第6章の一部が改定され即日施行する。

令和6年5月10日総会において、第4章27条に1を追記、第6章33条2の一部が改定され、即日施行する。

令和7年5月9日総会において、第2章第4条に一部改訂、第7章34条個人情報取扱規則を追記し、即日施行する。

令和8年5月27日総会において、第3章第17条、第19条、第20条及び第4章第28条の一部が改定され、即日施行する。

議案第2号

鳥栖市立鳥栖北小学校PTA表彰、慶弔、旅費及び日当に関する規定

1 表彰規定

- (1) 表彰に値すると認められた場合は、企画委員会に諮り表彰する。
ただし、総会において 表彰理由を説明しなければならない。
- (2) 交通安全指導員 5年毎に表彰する。
- (3) 執行部会 在任2年以上者に表彰する。

2 慶弔規定

- (1) 教職員の婚姻に際しては、企画委員会に諮り記念品を贈る。
- (2) 教職員の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (3) 児童の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (4) 保護者死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (5) 教職員及び保護者が、学校行事またはこれらに準ずる行事において、加療を要する 傷病を受けた場合は、企画委員会で協議の上見舞いをする。
- (6) 上記以外の災害等で必要と思われる場合は、企画委員会で協議し決定する。

3 旅費規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他諸会合に出席する場合は、次により、旅費 を支給する。

(1) 交通費

- ① 公共の交通機関使用の場合は実費交通費を支給する。
- ② 自家用車使用の場合は運転者に次の額を支給する
 - ・ 三養基郡内～佐賀市内まで 1,000円
 - ・ 佐賀市より以西 2,000円
 - ・ その他の地域（企画委員会で協議して決める）
- ③ 自家用車使用の場合において、高速道路を利用した場合は高速道路料金を支給する。
- ④ 鳥栖市内での会合については原則として交通費の支給は行わない

- (2) その他必要と認めるときは執行部会で協議し旅費を支給する。

4 日当規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他、校外の諸会合に出席する場合し、日当等が発生しない会合については、次により、日当 を支給する。

- ① 会議のみの会合の場合は、一律1,000円を支給する。
- ② 懇親会参加の場合は、1次会までの費用を支給する。
- ③ その他、必要に応じて執行部会で協議し、上限を2,000円として支給する。

議案 第3号(案)

鳥栖北小PTA執行部会

役職名	氏名	児童名	クラス
会長			
会長補佐（新規）			
副会長・会長代理			
副会長・地区総括委員長			
副会長・生活安全委員長			
副会長・学年委員長（新規）			
副会長・会計			
副会長・書記			
副会長・補佐			
副会長・補佐			
監査			
監査委員			
監査委員			
企画委員			
校長			
教頭			
教頭			
主幹教諭			
鳥栖北小PTA執行部会全員			
布津原町代表			
宿町代表			
本町代表			
中央区代表			
本鳥栖町代表			
生活安全委員会			
町区名			
委員長			
布津原町			
宿町			
本町			
中央区			
本鳥栖町			

最長兄姉の
お子様に配布
しています。
ご確認ください。

令和8年度 活動方針（案）

基本方針

私たち鳥栖北小学校PTAは、『家庭』『学校』『地域』が連携し、子どもたちの健全な成長と安全を図ることを目的とする。

活動目標

子どもたちのために、教育環境の改善と充実、施設の美化に努める。

子どもたちとともに、保護者と地域とのふれあい体験活動を展開する。

子どもたちと会員のために、研修活動に励むとともに交流を深め、基本的な生活習慣の育成に努める。

子どもたちのために、保護者と教職員が地域と連携し、安全活動に努め交流を深める。

令和8年度事業計画（案）

(1) 鳥栖北小PTA

4月	広報誌「スマイルクラブ」発行 ※「すまいる倶楽部」…各学年の行事や日常の風景、先生方の紹介などを掲載する広報誌 ・入学式記念幕設置 ・宿町鉦浮流
5月	PTA総会（書面開催）
6月	教育講演会（日曜参観）
7月	・夏休み親子健康料理教室 ・広報誌「すまいる倶楽部」発行 ・鳥栖北水かけ祭（鳥栖祇園山笠と鳥栖北まちづくり推進協議会との共催）
8月	運動会マナーアップポスター募集
9月	愛校デー（運動場草取り）
10月	鳥栖北小学校運動会 ・PTA講演会
11月	・はは!!おや!?オリンピック ・花いっぱい運動…地域の方々へ感謝の気持ちを込めて子どもたちが寄せ植えた花々を贈る行事
12月	広報誌「すまいる倶楽部」発行
1月	地域交流ものづくり体験
2月	講演会（科学ショーなど）
3月	・広報誌「すまいる倶楽部」発行 ・卒業式記念幕設置 ・卒業記念品贈呈 ・会計監査

(2) おやじバツ会活動（PTA 後援）

- ・学校デイキャンプ ・親子ふれあいキャンプ ・門松、しめ縄づくり
- ・北小逃走中 ・イルミネーション ・バルーン搭乗体験会

(3) 九州PTA

- ・日本PTA九州ブロック研究大会（奈良県大会 8月）

(4) 佐賀県PTA

- 6月 県P総会
- 11月 県下一斉ノーテレビデー（11月）

(5) 地区PTA

- 5月 地区P総会
- 6月 地区一斉ノーテレビデー
地区P合同研修会
- 8月 教育懇談会
- 1月 市郡連リーダー研修会
- 2月 地区一斉ノーテレビデー
地区P研究大会

(6) 鳥栖北地区

- 鳥栖北地区交対協研修会（開催月未定）

※開催月に変更になる場合があります

議案第 6 号

令和 8年度 鳥栖北小PTA会計予算書(案)

【収入の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	決算	増 減	備 考
前年度繰越金	1,164,860	1,162,482	1,162,482	2,378	令和7年度からの繰越金
会 費	2,550,800	2,520,000	2,550,800	30,800	350円×12月×会員数 600名(教職員を含む)
雑 収 入	2,252	100	30,952	2,152	預金利息等
合 計	3,717,912	3,682,582	3,744,234	35,330	

【支出の部】

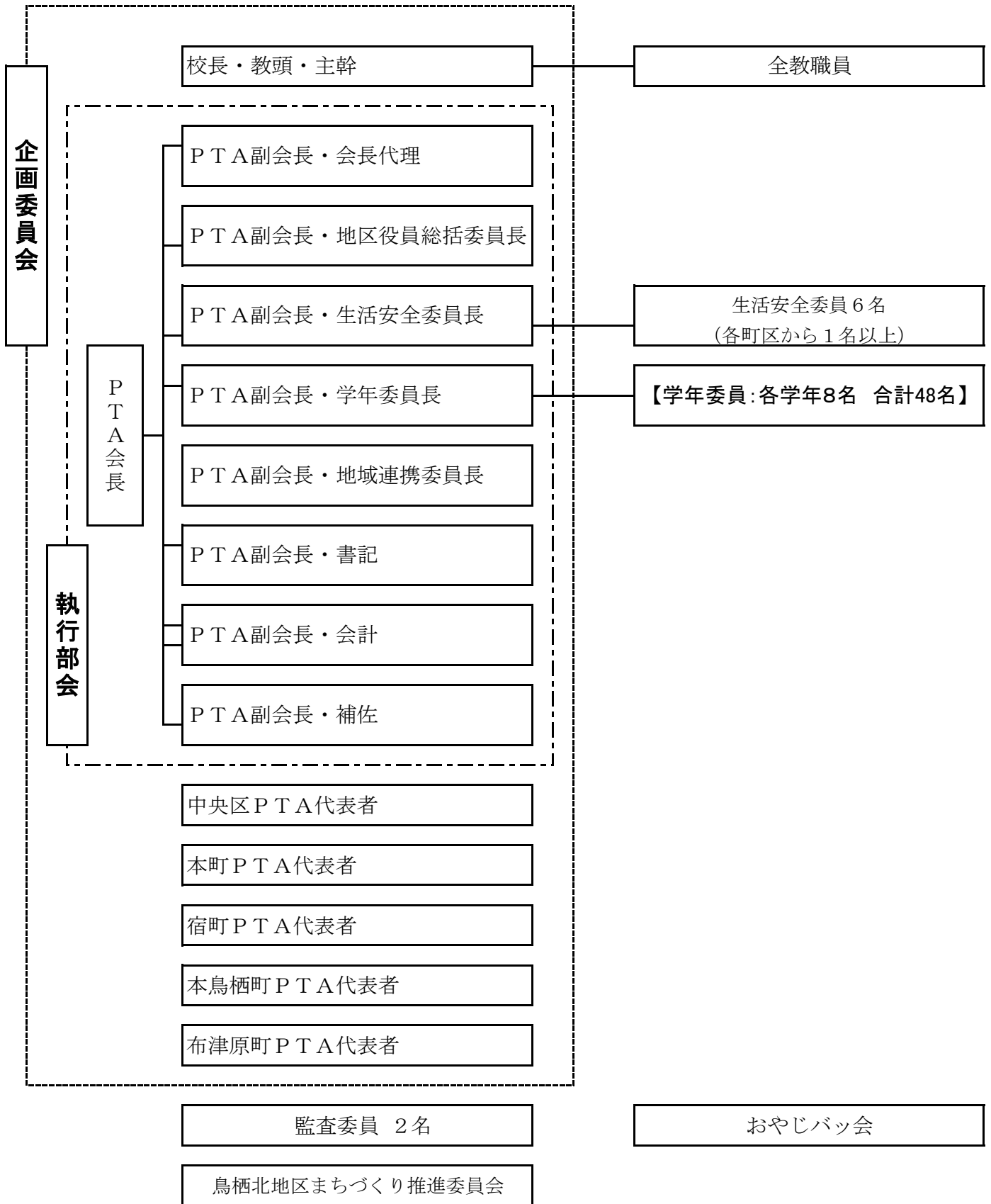
項 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度決算額	前年度増減	備 考
運 営 費	692,000	720,000	593,511	-28,000	
本部運営費	112,000	100,000	111,293	12,000	事務用品等
役員旅費	60,000	100,000	0	-40,000	九P・地区P・各種会員等旅費
慶弔費	70,000	70,000	64,198	0	記念品代、香典料
負担金	450,000	450,000	418,020	0	県P負担金、地区P負担金、県P安全会費
活 動 費	1,899,000	1,576,000	1,194,610	323,000	
会員研修費	30,000	100,000	22,777	-70,000	県P研修会補助、会員研修費用等
学年費	96,000	96,000	89,073	0	学年活動費(16,000円×6学年)
行事費	470,000	350,000	373,987	120,000	PTA活動費(地域ふれあい)・おやしパッセ活動費(門松・凧等)など
母親委員会費	0	80,000	63,667	-80,000	
生活安全委員会費	130,000	150,000	123,662	-20,000	PTA用保護者名札代、花いっぱい運動活動代
広報費(旧広報委員会費)	300,000	500,000	280,170	-200,000	広報誌制作費等
学年委員会・地域連携委員会費	60,000	0	0	60,000	学年委員・地域連携委員会活動費用
児童奨励費	213,000	150,000	211,154	63,000	児童名前札代、運動会賞品代、マナーアップポスター賞品代等
総合学習費	50,000	150,000	30,120	-100,000	クラブ活動用品、図書、運動用具等購入代
70周年記念事業費	550,000	0	0	550,000	鳥栖北小学校創立70周年記念事業費
教 育 振 興 費	1,070,000	1,250,000	670,448	-180,000	
式日費	300,000	300,000	280,038	0	入学式、卒業式、卒業記念品(卒業生のみ)等
美化費	450,000	600,000	290,410	-150,000	植木代、衛生用品、運動場整備費等
研究奨励費	220,000	250,000	0	-30,000	
諸謝金	100,000	100,000	100,000	0	講師謝金
繰り出し金	3,000	15,000	2,121	-12,000	会費の払い戻し金
予 備 費	53,912	121,582	118,684	-67,670	
合 計	3,717,912	3,682,582	2,579,374	35,330	

↑ 前年度の予算と決算比

35,330

【参考資料】

令和8年度 鳥栖北小PTAと地区PTAとの関連図(参考)※並び順不同



【参考資料】

鳥栖市立鳥栖北小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 鳥栖市立鳥栖北小学校（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者・取扱者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は会長とし、取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用目的並びに収集方法)

第5条 次の目的に沿った利用とし、収集方法はアンケート用紙又は専用メールにて、あらかじめ個人情報の収集目的を開示し本人に明示する。

- (1) 役員、委員会の名簿の作成
- (2) 行事企画の際の参加名簿の作成
- (3) 活動報告等の広報への記載
- (4) その他の文書の送付

(周知)

第6条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料で会員に周知する。

(利用目的による制限)

第7条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第8条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(廃棄方法)

第9条 個人情報の廃棄に際しては、紙媒体はクロスカット方式のシュレッダー等により裁断、電子データは復元不可能な方法（データ消去専用ソフトの使用、データ上書き消去、媒体の物理破壊等）により削除する。クラウド上のデータについても、共有リンクの削除、完全削除を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 第三者への提供は本人同意の基に、法令に準じた対応を行うものとする。また個人情報の取り扱いに関して本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた場合は法令に沿ってこれに応じる。

(改正)

第11条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第6条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年5月9日より施行する。

学年委員一覧

	学年クラス	保護者氏名	児童氏名
1年	1組	最長兄姉の お子様配布 しています。 ご確認ください。	
	2組		監査
	3組		代表者
	4組		
2年	1組		監査
	2組		
	3組		
	4組		代表者
3年	1組		
	2組		
	3組		監査
	4組		代表者
4年	1組		
	2組		代表者
	3組		
	4組		監査
5年	1組	監査	
	2組		
	3組	代表者	
	4組		
6年	1組		
	2組	代表者	
	3組	監査	
	4組		

【令和7年度PTA表彰者】

鳥栖北小PTA執行部 2年以上
 鳥栖北小PTA執行部 2年以上

※本年度退任する在籍2年以上の役員
 配布プリントをご覧ください

〃